

第24回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

平成17年12月12日(月) 10時30分～11時30分

2 場 所

防衛庁A棟13階第2庁議室

3 出席者

(委員) 栗林会長、田中委員、田辺委員、川戸委員

(防衛庁) 伊藤人事第一課長(幹事)、廣田防衛施設庁総務部人事課長 等

4 議 事

(1) 開会の辞

○ 会 長 只今より「第24回自衛隊員倫理審査会」を開催します。本日は、ご多忙中のところ、各委員におかれましてはご参集いただき、誠にありがとうございます。

(2) 第23回自衛隊員倫理審査会議事録について

○ 会 長 それでは本日の議事に入りたいと思います。1番目は「第23回自衛隊員倫理審査会議事録」について説明いただきまして、決裁を頂く件であります。それでは、人事第1課から説明をお願いします。

○ 人事第1課長 ご紹介の第23回自衛隊員倫理審査会の議事内容でございますが、最初に「開式の辞」、次に「第22回倫理審査会の議事録」、「自衛隊員倫理法の一部改正について」、「平成17年度第1四半期の贈与等報告書の審査」、「自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について」、最後は「議題等の議決」でございます。

○ 会 長 ありがとうございます。それでは「第23回自衛隊員倫理審査会議事録」について審議いたします。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。

○ 会 長 特段ご意見がないようですので、この議題はご承認いただいたとして、決裁につきましては、他の議題についての議論を終えた後で行いたいと思います。

なお、前回の議事の中で、贈与等報告の遅延について、再発防止のために事前に周知すべきとの意見がありましたが、どのような対応をされたのか説明をお願いします。

○ 人事第1課長 贈与等報告の遅延を防止するために周知してはどうかという意見がございました件ですが、結論としましては、各四半期ごとに贈与等報告の提出期限について、文書で各部隊等の人事担当者を通じて周知徹底を図ることにいたしました。

具体的には、17年度の第3四半期の贈与等の報告の提出について、お手元に配布いたしました事務連絡「自衛隊員倫理法第6条に規定する贈与等報告書の提出について」が各機関等の倫理担当者を通じて、各部隊等の人事担当者にメールで配布され、部隊等毎にメール等による回覧又は会議等の場で隊員に周知されております。

また、先月配布しました自衛隊員倫理教本に、贈与等報告の報告期限について明確に記載し、更に

内局及び各幕が参加する庶務担当課長会議におきましても注意喚起を行っております。

しかしながら、残念なことに今回も遅延の報告が1件ございました。

これは、今回の周知徹底の措置以前の出来事ではありますが、内容につきましては、5月に行われた対談の謝礼が6月に振り込まれ、その後、贈与等報告の提出期限が過ぎた7月に支払明細書が届いたため、本来は、前回の審査会で報告すべきところ、今回報告することとなったものです。

本件は、報告者の銀行振込の確認不足等の過失によるものですが、本人は、報告書の遅延に気が付いた時点において速やかに人事担当者に申し出ているなど悪意がないことから、嚴重に注意し再発防止について徹底するように指導するとともに、人事担当者に対しても次回から上級部隊に速やかに相談等を行うように指導する等、必要な措置を講じているということをご理解願います。

以上でございます。

- 会 長 ありがとうございます。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。
- 会 長 特にご質問等がありませんでしたら、これで終了いたします。

(3) 自衛隊員倫理法の一部改正について

- 会 長 2番目は、「自衛隊員倫理法の一部改正について」でございます。これは、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴い自衛隊員倫理法の一部改正を行うものです。それでは改正の内容について説明をお願いします。
- 服務企画室長 自衛隊員倫理法の一部改正について、お手元に配布いたしました「一般職の職員の給与に関する法律の一部改正及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う自衛隊員倫理法の一部改正について」に基づきまして、ご説明させていただきます。

最初に改正の趣旨でございますが、平成17年8月の人事院勧告に基づく公務員の給与制度改革の一環として俸給表の見直しが行われ、「一般職の職員の給与に関する法律等」及び「防衛庁の職員の給与等に関する法律」が改正されたため、同法を引用している「自衛隊員倫理法」について所要の改正を行うものでございます。

次に、「一般職の職員の給与に関する法律等」の改正の内容でございますが、まず、行政職俸給表(一)が見直しされ、係員級の1級・2級及び係長級の4級・5級を統合し、また、11級を2つに分けて、従来の11級制を10級制へ改正したものであります。それから、指定職俸給表の見直しにつきましては、過去は1号俸から11号俸までございましたが、1号俸から3号俸が削除され、改正後は1号俸から8号俸までとなっております。その他の俸給表の見直しにつきましても、行政職俸給表(一)との均衡を基本として、職務の級及び号俸構成等の見直しを行ったものでございます。

続きまして、「防衛庁の職員の給与等に関する法律」の改正についてでございますが、一般職の改正に準じて防衛庁職員の俸給表等の改正を行いました。内容につきましては、防衛参事官等俸給表の指定職の1号俸から3号俸までの号俸を削除し、また、自衛官俸給表の見直しにつきましても、同様の改正を行ったものでございます。

次に、只今ご説明いたしました給与法の改正に伴いまして、「自衛隊員倫理法」も所要の改正を実施しておりますので、その内容についてご説明致します。まず、「部員級以上」の定義につきましては、行政職(一)7級以上を行政職(一)5級以上へ改正致しました。それから、「本庁審議官以上」の定義について「防衛参事官等俸給表の指定職4号俸以上」を「防衛参事官等俸給表の指定職」へ、「指定職の4号俸以上」を「指定職」へ、「一般職任期付職員の7号俸以上」を「一般職任期付職員の6号俸以上」へ、「将及び将補(一)の4号俸以上」を「将及び陸将補(一)」へそれぞれ改正いたしました。

最後に、今回の改正につきましては、平成18年4月1日施行予定でございます。

以上で説明を終わります。

- 会 長 ありがとうございます。ご質問等ありましたらお願い致します。
- 会 長 今回の改正は、自衛隊員倫理法の第2条が改正になったのですか。
- 服務企画室長 自衛隊員倫理法の第2条第2項の「部員級以上」及び同法第2条第3項「本庁審議官級以上」の定義が改正されております。
- 委 員 せっかくの機会ですので、給与法の改正について具体的に教えていただけないでしょうか。
- 事務局 給与法改正の具体的な内容につきまして、代表的な例であります行政職(一)の改正内容をご説明させていただきます。まず、従来の係員級の1級・2級が1級へ統合され、主任級の3級は1級・2級が統合されたことに伴い2級へ、それから、従来の係長級の4級から6級が3級及び4級へ、課長補佐級でありました7級から9級が5級から7級へ、最後に、従前の課長職であった10級及び11級が8級から10級へ、改正後の10級というのが新しい区分になりまして、従来でいうと例えば本庁の筆頭課長レベルの新12級という位置づけであります。以上で説明を終わります。
- 委 員 ありがとうございます。
- 会 長 特にご質問等がありませんでしたら、これで終了いたします。

(4) 自衛隊員倫理週間について

- 会 長 3番目は、「自衛隊員倫理週間について」であります。
この件は、人事第1課から倫理意識の効果的な浸透を図ることを目的として、「自衛隊員倫理週間」を設定し、各種の啓発活動等を行ってはどうかと提案があったものであります。
それでは、説明をお願いします。
- 人事第1課長 自衛隊員倫理法・倫理規程は、施行から5年を経過して隊員や企業等に定着し、隊員の職務に係る倫理の保持に一定の効果が出ていると考えておりますが、5年という一つの節目を越えたということで、隊員に対して更に周知・徹底する必要があるのではないかと考えております。
そこで、一案ではありますが、年1回「自衛隊員倫理週間」を設定して、その中で様々な啓発活動等を行ってはどうかと考えております。また、最近、贈与等報告の遅延が散見されますが、このような施策を行うことにより、報告の遅延が減少するものと考えております。
また、一般職は平成14年度以降毎年「国家公務員倫理週間」を設定し、ホットラインの設置、倫理週間の標語の募集等を実施しており、今年度から新たに、倫理監督官が、所属職員に対し公務員倫理に関する講話を実施するようにしております。
次に、自衛隊員倫理週間の具体的な内容につきまして、ご説明させていただきます。
- 服務企画室長 それでは、お手元の「自衛隊員倫理週間の実施について(案)」に基づきまして、ご説明させていただきます。
まず、倫理週間設定の趣旨でございますが、先程課長から説明がありましたように、自衛隊員倫理法及び自衛隊員倫理規程は施行後5年を経過して、隊員間に広く定着したところではあります。一方で報告事項の遅延等、未だ不徹底な部分も散見されております。また、本年4月以降、監修料の取扱いの適正化等、禁止行為の一部見直しが行われました。以上に鑑み自衛隊員倫理について、隊員の意識を高め、改めて周知徹底を図るために「自衛隊員倫理週間」を設定することです。
次に、実施する項目でございますが、お手元の資料の2から4の項目でございます。
1つ目の「自衛隊員倫理に関する教育の実施」でございますが、実施方法は各部隊等毎に実施する

こととし、教育対象者につきましては、参事官等俸給表適用者、行政職(一)7級相当以上又は3佐以上の自衛官であります「部員級以上」の隊員を考えております。また、現在のポストにおいて事業者等と職務上関係のある契約業務等を行っている隊員及びその職務上関係のある上司等も対象としております。教育の担当につきましては、各部隊等の人事担当者又は倫理担当者でございまして、教育内容は自衛隊倫理法・倫理規程、違反事例等に関する教育でございます。

2つ目の「自衛隊員倫理ホットライン」の設置でございますが、人事教育局人事第1課服務企画室に専用の回線を設置し、倫理法等違反に関する情報、倫理法等に関する各種相談を倫理週間中の1000～1900に受け付けるという内容でございます。これは、通常部隊等においても倫理管理官等に相談することは可能でございますが、今回特に倫理週間の設置ということで、隊員全員からの倫理に関する相談等を受け付けます。

3つ目の「広報・啓発活動」であります。倫理週間パンフレットの作成・配布、市ヶ谷駐屯地に「のぼり」を設置及び隊員向けの新聞へ広告記事を掲載することで広報を行いたいと思っております。

最後に、今後の予定としましては、この審査会でご了承いただけましたら手続きを進めまして、来年の1月中に実施したいと考えております。また、2枚目に参考として、平成16年度国家公務員倫理週間の実施内容を添付させていただきました。以上で説明を終わります。

- 会 長 ありがとうございます。ご質問あるいはご意見がありましたらお願いします。
- 委 員 国家公務員倫理週間の資料の中で、公務員倫理に関する意見の募集を行い平成16年度に1件あったということですが、どのような意見だったのでしょうか。
- 服務企画室長 国家公務員倫理審査会事務局に確認いたします。
- 委 員 倫理週間は、非常に良い案だと思います。ところで、倫理に関する教育の対象者は、教育を実施する時点で部員級以上である隊員が対象になるということですか。
- 服務企画室長 教育を実施する時点で部員級以上である隊員が対象になります。
- 委 員 年度の途中で新たに部員級以上に昇任する隊員もいることでしょうかから、新たに部員級以上に昇任する隊員も教育の対象として考えていただければ良いのではないかと思います。
- 服務企画室長 ご指摘を踏まえまして、対応させていただきたいと思っております。
- 会 長 他にご意見がありませんでしたら、「自衛隊員倫理週間」については以上で終了いたします。

(5) 贈与等報告書の審査について

- 会 長 4番目は「平成17年度第2四半期の贈与等報告書」の審査を行います。
この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の自衛隊員が提出をした「平成17年度第2四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うこととなります。
それでは、説明をお願いします。
- 服務企画室長 平成17年度第1四半期の贈与等報告書について、お手元にご覧いただけますダイジェスト版の資料をご覧いただきたいと思います。これに従って全体の状況をご説明させていただきます。
太枠が平成17年度2四半期で左下に件数合計208件、前年度同期平成16年度2四半期と比較しますと、前年度が172件で36件約21%増加しています。
この内訳で見ますと、「賞金の贈与」が15件で、前年度同期の2件から13件増加しております。増加の理由につきましては、部内の私的サークル誌が発行する機関誌が毎年懸賞論文等の表彰

を行っており、その副賞として賞金を受領していますが、昨年は6月に受領し、今年は2四半期の7月に受領したため増加しております。

「物品の贈与」が1件で、前年度同期の0件から1件の増加、

「著述に対する謝礼」が113件で、前年度同期の99件から14件増加しております。

これは、部内の私的サークルが発行する機関誌への寄稿及び著述による印税が増加したものです。

「講演に対する謝礼」は59件で、前年度同期の37件から22件の増加となっております。

これは、イラクに派遣された隊員の講演が増加したことが主な原因となっております。

逆に「有価証券等の贈与」が8件で、前年度同期の18件から10件の減少、

「無償役務の提供」が0件で、前年同期の1件から1件の減少、

「著述による印税」が8件で、前年同期の10件から2件の減少、

「新聞等へのコメントに対する謝礼」が0件で、前年同期の1件から1件の減少となっております。

また、「テレビ出演等に対する謝礼」が4件で、前年度同期と同じ件数となっております。

次の頁を見ていただきますと、組織別の傾向としましては、陸上自衛隊が昨年同期と比較しまして、37件増加しております。

組織として多いところは、陸上自衛隊の131件、防衛研究所の19件となっており、倫理法施行以降、傾向は同じでございます。

それでは、平成17年度2四半期贈与等報告書について、ご説明させていただきます。

最初は、賞金の贈与でございます。

1番から15番は、部内の私的サークル誌が発行する機関誌に懸賞論文を応募したものが優秀作品として表彰され、その副賞として賞金を受領したものです。

次に有価証券の贈与でございます。

16番から18番は、新聞社の主催する「国民の自衛官」を受賞し、副賞として商品券の贈与

19番から22番は、財団法人からのコンサートの入場券の贈与

23番は、自衛隊の支援団体からの大相撲入場券の贈与です。

物品の贈与について、ご説明いたします。

24番は、社団法人から着任祝として、生花が贈与されたものです。

著述に対する謝礼について、ご説明いたします。

25番から103番は、部内サークルが発行する機関誌への原稿執筆

104番から109番は、防衛庁又は各省庁が所管する法人が発行する機関誌への原稿執筆

115番から116番は、学会が発行する学会誌への原稿執筆

117番から122番は、新聞社、通信社の新聞等への原稿執筆

123番から137番は、出版社等の雑誌等への原稿執筆

著述による印税について、ご説明いたします。

138番から145番は、それぞれ出版された書籍の印税です。

講演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

- 146番から164番は、各種法人からの依頼による講演
- 165番から173番は、病院、製薬会社、医師会等からの依頼による講演
- 174番から178番は、大学、学会からの依頼による講演
- 179番は、自衛隊の支援団体からの依頼による講演
- 180番と181番は、奉仕団体、いわゆるボランティア団体からの依頼による講演
- 182番と193番は、企業、その他の団体からの依頼による講演です。

講演及び会合等への出席に対する謝礼について、ご説明いたします。

194番と195番は、その他の団体からの依頼による講演を行い、講演後の総会等において飲食物の提供を受けたものです。

会合等への出席に対する謝礼等について、ご説明いたします。

196番から200番は、各種法人等からの依頼による会合等への出席です。

講義に対する謝礼について、ご説明いたします。

201番から203番は、大学等からの依頼により、講義を行ったものです。

テレビ出演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

204番から207番は、放送局からの依頼によるテレビ出演です。

208番は、先程課長から説明がございました遅延報告でありまして、出版社からの依頼による対談に対する謝礼です。

最後に、本来倫理法が対象とする贈与等報告ではないのですが、参考として報告させていただきます。内容は、財団法人からの依頼により、バレーボールの海外遠征における帯同ドクターに対する謝礼です。平成17年度第1四半期の贈与等報告書の説明は、以上でございます。

- 会長 ありがとうございます。それでは、ここで贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対するご質問、自由なご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 委員 208番の報告遅延の件についてですが、7月に入り本人が気づいた時には提出期限が過ぎていたという説明がありまして、翌四半期の14日以内に提出するというのが本来の倫理法上の規定でございますが、この方が倫理の担当に相談されたのは、何日だったのでしょうか。
- 服務企画室長 本人へ振込明細書が届いたのが7月15日でございます。当日すぐに人事担当者に相談したそうなのですが、その時の部隊の対応が、1日遅れたので次回の報告の際に報告するという措置を取りました。当該部隊が、7月15日に上級部隊等に相談を行ってれば、前回の審査会の場で1日提出が遅れた件として報告が可能であったと考えております。この件につきましては、今後、このような場合はすぐに上級部隊等に相談してほしいということを連絡しております。
- 委員 今の説明で状況は分かりました。贈与等報告が1日遅れた場合も規則違反ではありますが、倫理審査会に報告するのが3月遅れになるのではなく、1日2日遅れた場合は、只今の説明のとおり報告していただく方がよろしいのではないかと思います。
- 会長 今回も利害関係者から依頼を受けて講演等を行っている報告が何件かありますが、手続き、

金額等問題がない報告であると理解してよいのでしょうか。

- 服務企画室長 防衛医科大学校と技術研究本部が数件報告されておりますが、内容的にも専門分野の関係の講演や著述でありまして、この人でなければできないものでございます。また、事前に倫理管理官等に承認を得ており、金額についても規定内でありますので問題はないと考えております。
- 会長 最後の参考として報告されている件であります。これはよろしいのでしょうか。前回の審査会で医官が病院からの依頼を受けて手術の支援を行ったというのがありました。
- 服務企画室長 前は医官が外科手術の権威でございまして、緊急性のある事例でございました。今回はチームドクターということで、個人的な関係による依頼という要素が強いのではないかと考えております。
- 会長 自衛隊の方が、広くこのような形で社会に貢献されている訳ですし、また、兼業・兼職にも該当しないということですので、問題ないと考えておりますが、他の委員の方もよろしいでしょうか。
- 栗林会長 特にご意見、ご質問等がありませんでしたら、これで終了いたします。

(6) 議題の議決等について

- それでは、本日審議されました「第23回自衛隊員倫理審査会議事録」、「平成17年度第2四半期の贈与等報告書」につきまして、各委員にご決裁頂きます。
- 栗林会長 次回のスケジュールについては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させて頂きたいと思っております。

以上で、本日本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議頂き、誠にありがとうございました。